

保険調剤薬局担当 各位

菊名記念病院における向精神薬等多剤投与時の対応について

平成 26 年 10 月

菊名記念病院 薬剤部

薬局長 金田 昌之

係長 奈良部 修弘

平素より大変お世話になっております。

今年度の診療報酬改訂において、向精神薬等多剤投与した場合、処方せん料・処方料・薬剤料について減算されることが決定されました。6ヵ月間の経過措置を経て10月分の診療報酬請求の際に、対象処方についての減算が開始されることになりました。しかし、除外規定というものも提示されており、当院の精神科より発行する院外処方せんについては除外規定に該当する場合、処方せん上に、以下のコメントを載せることとしました。

各保険調剤薬局におかれましては、除外規定のコメントが載っている処方せんについての保険請求を行う際には、ご配慮いただけたらと存じます。

- ①初めて受診した日において、すでに他の保険医療機関で多剤投与されている場合
⇒「向精神薬減算非該当他機関での投与」
- ②薬剤の切り替え時、新しく導入する薬剤を一時的に併用する場合
⇒「向精神薬減算非該当一時併用のため」
- ③臨時に投与した場合、連続する投与期間が2週間以内又は14回以内の投与
⇒「向精神薬減算非該当臨時投与のため」
- ④精神科の診療に係る経験を十分に有する医師が、やむを得ず投与を行う必要があると認めた場合（抗うつ薬と抗精神病薬に限る）
⇒「減算非該当精神科医師経験医師のため」

ご不明な点などございましたら、当院医事課（担当 長谷川）又は薬剤部（担当 奈良部：ならば）までご連絡ください。